

氷見市移住・定住促進住宅入居者募集要項



氷見市企画政策部移住定住推進課

施設の概要

氷見市では、移住希望者が一定期間利用可能な移住・定住促進住宅について、現在、以下の2棟の入居者を募集しています。

名 称	園移住・定住促進住宅（A棟）	
所在地	氷見市窪	
建物の構造等	木造 2階建て 2LDK 延床面積 62.08㎡ オール電化	
主要施設へのアクセス	スーパーマーケットまで約100m、コンビニまで約300m、保育園まで約400m、小学校まで約500m、病院まで約500m	
家賃	50,000円/月	
駐車場	2台（料金は家賃に含む）	
その他必要事項	ペット不可	

名 称	島尾移住・定住促進住宅	
所在地	氷見市島尾	
建物の構造等	木造 平屋建て 2LDK 延床面積 74.38㎡ オール電化	
主要施設へのアクセス	JR島尾駅まで約200m、スーパーマーケットまで約500m、保育園まで約1.5km、小学校まで約1.5km、	
家賃	40,000円/月	
駐車場	1台（料金は家賃に含む）	
その他必要事項	ペット不可	

※敷金・礼金はありません。

※入居期間が1ヵ月に満たない月の家賃は日割り計算した金額（1円未満切り捨て）となります。

※光熱水費、インターネット、ケーブルテレビについては入居者でご契約いただき、使用料は自己負担となります。

※すべての住宅は、子育て世帯、夫婦世帯向けとなっておりますので、棟数を超える申込があった場合は子育て世帯、夫婦世帯の入居を優先します。

申込書の受付について

◆受 付 午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝日を除く）

受付期間は令和5年9月6日（水）から同年10月6日（金）までとします。

◆場 所 氷見市役所 企画政策部移住定住推進課

※原則、申込者本人が移住定住推進課窓口にご持参ください（直接ご持参いただけない

場合は、移住定住推進課までご相談ください。）
※申込書の記入は氷見市 IJU 応援センターでも可能です。
※入居申込は、1 世帯につき 1 棟に限ります。

《入居申込書に添付する書類》（一部発行に手数料が必要になります。）

- ・ 申込者及び同居者全員の住民票
（現在別居中の方で入居時に同居する親族がある場合は、親族関係を証明できる戸籍又は住民票が必要です。）
- ・ 申込者及び同居者全員の直近年度の所得証明書（児童・生徒及び学生は除きます。）
- ・ 申込者及び同居者全員の税の完納を証明する書類

※上記以外の書類が必要と認める場合は、追加で提出を求めることがあります。
※棟数を超える申込があった場合は、子育て世帯、夫婦世帯等を優先します。

申込資格

以下の要件を全て満たす方が、申込有資格者となります。

- ① 氷見市に定住する意思を持って、市外から転入しようとする方又は入居の公募日前 1 年以内に氷見市に転入し、今後も氷見市に定住する意思がある方
※転勤に伴う転入等、将来的に氷見市への長期定住が見込めない場合は入居できません。
（書類等でそのように判断した場合は入居申込書を受け付けません。）
- ② 入居の公募の日（既に転入済みの方においては、転入日）前 1 年以内に、氷見市に居住したことが無い方
- ③ 家賃を支払う能力のある方
- ④ 市町村税の滞納が無い方
- ⑤ 暴力団員等でない方

同居者の要件

申込者と同居することができる方は、申込者の親族（婚約者等を含みます。）で申し込み資格に記載の①、②、④、⑤の要件を全て満たす方です。親族以外の方は同居することができません。また、入居後、新たに親族が同居する場合は、その都度申請が必要です。

入居可能期間

原則、入居可能となった日から 1 年間です。入居している 1 年間で、市内で退居後の住居を探していただくことになります。

ただし、氷見市内で住宅を新築又は中古住宅を取得しリフォームする方で、その工事が入居期間内に終了しない等やむを得ない事情がある場合は、1年間を限度として再契約可能です。

入居者の選考方法

前述の申込資格に基づき、面接及び書類選考の上、入居者を決定します。

面接の日時、場所は後日通知します。

入居の可否に関する選考結果は、郵送で通知します。

入居の決定通知を受けた後、14日以内に賃貸借契約書を提出いただきます。

※契約の際には、連帯保証人が1名必要です（住民票及び所得証明も必要です。）

入居開始の時期

入居の手続きが終了しましたら、入居可能日を文書で通知します。

通知された入居可能日から14日以内に移住定住推進課にて鍵を受け取り、入居していただきます（鍵の受け取りは、希望日を調整のうえ、市役所の閉庁日以外の午前9時から午後4時までの間に対応します）。

入居後、速やかに新しい住所地の住民票（世帯全員）を移住定住推進課まで提出ください。

入居時の注意事項等

- ① 住宅が属する自治会に必ず加入いただきます。近隣住民と円滑にコミュニケーションし、自治会活動にもできる限り参加してください。また、自治会費の負担もあります。
- ② 住宅及びその敷地内の管理（以下の事例等）は、入居者で適切に行ってください。
 - ・住宅及び附属する備品等を、破損することなく使用すること。
 - ・ゴミの分別及びゴミ出しルールを守ること。
 - ・敷地内の草刈り等の環境美化に努めること。
- ③ 家賃は毎月納付書を送付いたしますので、月末までに必ず納入ください。
- ④ 住宅を15日以上使用しない場合は、その3日前までに届出が必要です。また、長期間にわたって使用しない場合でも、家賃は通常通りお支払いいただきます。
- ⑤ 次に掲げる行為を行うことを禁止します。
 - ・住宅の周辺的环境を乱し、又は他に迷惑を及ぼすこと。
 - ・住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡すること。
 - ・住宅を住宅以外の用途に使用すること。

- ・住宅を模様替えし、又は増築すること（ただし、原状回復又は撤去が容易である場合で市長の許可を受けたときは、この限りではありません）。

⑥ 管理上必要があると認められるときは、検査員が立入調査する場合があります。

退去等について

退去されるときは、明け渡そうとする14日前までに届出が必要です。

以下の手順を忘れないようにしてください。

①水道、電気等の停止手続き

②郵便物等の転送手続き

入居者と日程を調整のうえ、退去時検査を実施します。

退去の際は、次の入居者のために掃除を行い、鍵を返却してください。

入居者の責めに帰すべき理由で発生した修繕については、入居者で修繕いただきます。

家賃の未納が3ヵ月相当額となった場合は、退去していただきます。

お問い合わせ先

氷見市企画政策部移住定住推進課

〒935-8686

富山県氷見市鞍川1060番地

電話 0766-74-8190

Mail: ijuteiju@city.himi.lg.jp

氷見市IJU応援センター「みらいエンジン」

〒935-0011

富山県氷見市中央町9-1

電話 0766-54-0445

Mail: info@himi-iju.net

参 考

入居申込から入居までのスケジュール

氷見市移住定住推進課または氷見市 I J U 応援センターに入居申込の事前相談をする。

市職員及び移住相談員が入居に関する必要事項を聞き取りし、要件を満たすと判断した場合は、入居申込書をお渡しします。

氷見市移住定住推進課または氷見市 I J U 応援センターに入居申込書を提出する。

入居申込書に必要書類を添えて、ご持参ください。**(直接ご持参いただけない場合は、移住定住推進課までご連絡ください。)**

事前相談（入居申込書をお渡しした日）から、3週間以内に入居申込書の提出が無い場合は、入居を辞退したものとみなします。

面接及び書類審査
(提出後2週間から3週間)

提出された入居申込書等を基に面接を行います。日時・場所は別途お知らせします。

受付した書類の審査を行います。

追加で書類を提出いただく場合もあります。

審査結果の通知
(文書にて通知)

審査結果を文書（入居決定通知）にて通知します。

入居決定後、14日以内に連帯保証人が連署する賃貸借契約書を提出していただきます。

入居可能日の通知
鍵の受け渡し

全ての手続きが終了したら、入居可能日をご連絡しますので、入居可能日から14日以内に、移住定住推進課で鍵を受け取り入居してください（特別な理由なく14日以内に入居しない場合は、入居決定を取り消す場合があります）。